

<意見>

提出者名	(社)日本建設機械化協会
題目	情報化施工関連機器購入に対する優遇税制の創設 (事業基盤強化設備等)
【意見の内容】	
i)種別	①新しい税制措置に係るもの ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii)税目	①国税 (税目:法人税) ②地方税 (税目:固定資産税)
iii)関係法律条項	租税特別措置法第42条の7第1項第5号及び同条第2項、地方税法附則第15条
iv)意見の詳細	<p>情報化施工は、ブルドーザやグレーダ、ローラ等の建設機械や測量機器に設計データや測量データを入力し、建設機械の自動制御やオペレータ支援を行うなど、ICTの活用により施工の効率化合理化を図る施工方法であり、建設工事の品質向上、コスト縮減、省資源化、労働安全等の向上を図ることが可能な新しい技術である。</p> <p>そのため、平成21年3月31日閣議決定された社会資本整備重点計画においても、情報化施工を一般的な工事への普及を促進することとされたところである。</p> <p>しかしながら、情報化施工に必要な機器やソフトウェア等のシステム(情報化施工関連機器)は、高価であり、普及に当たっての制約になっている。</p> <p>そのため、建設業者等が情報化施工関連機器の購入を行う場合の、特別償却、税額控除、固定資産税の減免等の優遇措置の創設を要望する。</p>
v)措置を必要とする期間	社会資本整備重点計画の計画期間(~平成24年度)。
vi)理由(必要性・妥当性)	社会資本整備重点計画に位置付けられた情報化施工の普及のために必要。
vii)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	建設工事の品質向上、コスト縮減、省資源化、労働安全の向上等。
viii)その他参考となる事項	

<意見>

提出者名	(社)日本建設機械化協会
題目	ハイブリッド建設機械等購入に対する優遇税制の創設 (エネルギー需給構造改革推進設備等)
【意見の内容】	
i)種別	①新しい税制措置に係るもの ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii)税目	①国税 (税目:法人税) ②地方税 (税目:固定資産税)
iii)関係法律条項	租税特別措置法第42条の5第1項及び同条第2項、地方税法附則第15条
iv)意見の詳細	<p>建設工事で用いる建設機械から排出される温暖化ガス排出抑制のため、建設機械の低燃費化、ハイブリッド化などの技術開発が行われ、建設機械メーカーから販売されている。しかしながら、これらのハイブリッド建設機械は、従来の同種のものに比べて、割高であるため普及が進んでいない。</p> <p>そのため、建設工事の分野で、ハイブリッド建設機械等の導入を促進し、地球温暖化対策を推進するため、国土交通省による低炭素型建設機械の認定制度に基づき認定されたハイブリッド建設機械等を購入した場合の特別償却、税額控除及び固定資産税の減免等の優遇措置が必要である。</p> <p>注)ハイブリッド建設機械等とは、旋回電気モーター、発電機モーター、キャパシター(蓄電器)と、ディーゼルエンジンを併用すること等により、通常型と比較して約25%以上の燃費低減が可能な建設機械。</p>
v)措置を必要とする期間	ハイブリッド建設機械が普及するまでの間。
vi)理由(必要性・妥当性)	建設工事に伴う温暖化ガス排出抑制のために必要。
vii)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	建設工事に伴う温暖化ガス排出抑制による地球温暖化対策の推進。
viii)その他参考となる事項	低炭素型建設機械は日本政策金融公庫による貸付対象となっている。

<意見>

提出者名	(社)日本建設機械化協会
題目	中小企業投資促進税制の拡充
【意見の内容】	
i)種別	①新しい税制措置に係るもの ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii)税目	①国税 (税目:法人税) ②地方税 (税目:)
iii)関係法律条項	租税特別措置法第42条の6第1項及び同条第2項
iv)意見の詳細	<p>(1)不整地運搬車の追加(法第42条の6第1項) 建設業においては、「不整地運搬車」は、建設機械の一種として、ダンプトラックやクレーン車の入れない不整地、軟弱地、傾斜地や狭隘な現場での資機材及び土砂等の運搬に数多く使用されている。</p> <p>しかしながら、現行では、「不整地運搬車」は、建設機械とはみなされず、優遇税制が認められている他の建設機械と比較して、著しく不公平となっている。そのため、本制度の対象に「不整地運搬車」を追加し、他の建設機械と同様な優遇税制が適用されますよう要望する。</p> <p>(2)物品賃貸業への適用(施行規則第20条2の2第7項第11号) 建設業者数は、50万を超え、資本金が百億を超えるスーパーゼネコンから個人業者まで多種多様であるが大半は中小・零細業者である。</p> <p>したがって、建設機械を自前で調達できずレンタルで調達しているケースも相当数ある。従って、本制度の対象に物品賃貸業を本税制の対象とするよう要望する。</p> <p>(3)税額控除対象者の拡大 (法第42条の6第2項、政令第27条の6第7項) 中小企業投資の一層の促進を図るため、「特別償却」の対象者と同様に、「税額控除」の資本金基準を、現行の「3,000万円以下」を引き上げることにより、「税額控除」の対象者の拡大を要望する。</p>
v)措置を必要とする期間	当面の間。
vi)理由(必要性・妥当性)	不公平の是正、中小企業投資の一層の促進。
vii)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	建設業の合理化。
viii)その他参考となる事項	

<意見>

提出者名	(社)日本建設機械化協会
題目	軽油引取税の免税適用範囲の拡大
【意見の内容】	
i)種別	①新しい税制措置に係るもの <input checked="" type="radio"/> ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii)税目	①国税 (税目:) ②地方税 (税目: 軽油引取税)
iii)関係法律条項	地方税法附則第12条の2の7第1項第5号、施行令附則第10条の2の2第6項、規則附則第4条の7第8項
iv)意見の詳細	<p>公道を走行しない特殊事業者からの排出ガスを規制するための平成19年からオフロード法による建設機械の排出ガス規制が行われ、平成22年から規制が強化されている。</p> <p>一方、軽油と他の灯油等の間の不公平感から多くの建設現場で不適正な燃料の使用による生活環境の悪化や建設機械の損傷も課題となっている。</p> <p>従って、規制の遵守と相まって不適正な燃料の使用防止が必要となっている。</p> <p>これらの不適正な燃料の使用を未然に防止し、規制の実効性を確保していくためには、軽油引取税の免税措置が必要であり、とび・土工工事業のみに限定されている免税適用範囲を、建設工事業全般への拡大を要望する。</p>
v)措置を必要とする期間	当面の間。
vi)理由(必要性・妥当性)	不適正燃料使用の防止、オフロード法の実効性確保。
vii)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全する。
viii)その他参考となる事項	

<意見>

提出者名	(社)日本建設機械化協会
題目	印紙税の軽減
【意見の内容】	
i)種別	<input checked="" type="radio"/> ①新しい税制措置に係るもの <input type="radio"/> ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii)税目	<input type="radio"/> ①国税 (税目:印紙税) <input type="radio"/> ②地方税 (税目:)
iii)関係法律条項	印紙税法第2条、同法第5条
iv)意見の詳細	<p>建設工事は、重層下請け構造であり、発注者と元請け業者間の他、元請け業者と下請け業者間、一次下請け業者と二次下請け業者間などで工事請負契約の締結が必要でさる。</p> <p>したがって、現行印紙税法に基づき、印紙税を課税された場合、重複課税となり、他の産業に比べて印紙税負担が過大になっている。</p> <p>このような構造を踏まえ、課税対象を発注者と元請け業者間の請負契約書のみに限定するなど、建設業及び建設関連業における印紙税の軽減措置を要望する。</p>
v)措置を必要とする期間	当面の間
vi)理由(必要性・妥当性)	不公平の是正。
vii)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	建設工事コストの削減。
viii)その他参考となる事項	